

令和4年度 第12回糸島市教育委員会会議会議録

- (日 時) 令和5年3月29日(水) 15時58分から17時10分まで
- (会 場) 糸島市役所 新館4階 2号会議室
- (出席委員) 西 憲一郎委員(職務代理者)、松尾 実恵委員、宗 聖子委員、山口 幸美委員
- (事務局出席者) 家宇治 正幸教育長
平野 真也子ども教育部長、小嶋 智嗣教育総務課長、吉永 政博学校教育課長、村上 敦文化課長、河合 修文化課課長補佐兼文化財係長、久我 淳学校教育課課長補佐兼教育管理係長、上田 暁学校教育課教育支援係長兼指導主事、石硯 晃子学校教育課教育指導係長兼指導主事、安部 祐子学校教育課主幹兼指導主事、金子 剛教育総務課総務係長
- (傍聴人) なし

1 会議事項

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事

- | | |
|--------|---|
| 議案第14号 | 糸島市指定無形民俗文化財の指定について |
| 議案第15号 | 糸島市指定有形文化財(建造物)の指定について |
| 議案第16号 | 糸島市指定有形文化財(歴史資料)の指定について |
| 議案第17号 | 糸島市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について |
| 議案第18号 | 糸島市社会教育関係団体補助金交付規程を廃止する告示について |
| 議案第19号 | 糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則の一部を改正する規則について |
| 議案第20号 | 市長の補助機関である職員に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 議案第21号 | 糸島市適応指導教室設置規程の一部を改正する告示について |

2 報告事項

- (1) 糸島市休日部活動地域移行におけるモデル事業について
- (2) 令和5年度「糸島の教育(リーフレット)」について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る報告

3 その他

- (1) 各課業務の主な取組状況及び課題について
- (2) 教育委員から
- (3) その他

4 開 会

(家宇治教育長)

本日の会議は、定足数に達しています。よって、本日の会議は成立いたしました。
これより、令和4年度第12回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

(1) 会議録署名委員の指名

(家宇治教育長)

令和4年度第12回糸島市教育委員会会議の会議録署名委員に、糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、松尾 委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

(2) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和4年度第11回糸島市教育委員会会議の会議録の承認について、お諮りいたします。
事前に配付しています会議録の記載事項につきまして、何か訂正事項等がありましたら、ご指摘をお願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ご異議が無いようですので、会議録は承認されました。
西 委員におかれましては、会議終了後、会議録への署名をお願いします。

(3) 教育長の報告

(家宇治教育長)

それでは、私の方から報告をさせていただきます。

本日までに、小中学校の卒業式、並びに公立高校の入試結果発表が終了しています。無事、中学生及び小学生が次の学年、学校に進学しています。進路の決定状況については、4月に取りまとめを行いますので、次回会議で報告させていただきます。

次に、3月の糸島市議会定例会が終了しています。令和4年度の補正予算、令和5年度の当初予算等、すべて可決されました。また、今議会では、教育委員会に対する一般質問が無かったことを併せて報告させていただきます。

3点目が、新型コロナウイルス感染症についてです。この3週間、児童生徒の罹患報告が入りませんでした。徐々に、収まってきていると捉えています。

4月からは、マスクの着用を求めないとお知らせしていましたが、今後の基本的な対応について県教委から通知がありましたので、後ほど、学校教育課長から報告させます。

これで、私からの報告を終わらせていただきます。

何か、ご質問がありましたらお願いします。

無いようでしたら、次に移りたいと思います。

(4) 議事

(家宇治教育長)

それでは、議事に移ります。

議案第14号 糸島市指定無形民俗文化財の指定について を議題といたします。

文化課長から提案理由及び議案説明を行います。

(村上文化課長 説明)

(家宇治教育長)

説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号 糸島市指定無形民俗文化財の指定について は、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第15号 糸島市指定有形文化財(建造物)の指定について を議題といたします。

文化課長から提案理由及び議案説明を行います。

(村上文化課長 説明)

(家宇治教育長)

説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号 糸島市指定有形文化財(建造物)の指定について は、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第16号 糸島市指定有形文化財(歴史資料)の指定について を議題といたします。

文化課長から提案理由及び議案説明を行います。

(村上文化課長 説明)

(家宇治教育長)

説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号 糸島市指定有形文化財(歴史資料)の指定について は、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第17号 糸島市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について を議題といたします。

教育総務課長から提案理由及び議案説明を行います。

(小嶋教育総務課長 説明)

(家宇治教育長)

説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号 糸島市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について は、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に移りたいと思いますが、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は関連していますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、議案第18号 糸島市社会教育関係団体補助金交付規程を廃止する告示について 議案第19号 糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則の一部を改正する規則について 議案第20号 市長の補助機関である職員に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

教育総務課長から提案理由及び議案説明を行います。

(小嶋教育総務課長 説明)

(家宇治教育長)

説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、各議案に対する採決を行います。

なお、採決については、議案ごとに行います。

最初に、議案第18号に対する採決を行います。

議案第18号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号 糸島市社会教育関係団体補助金交付規程を廃止する告示については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第19号に対する採決を行います。

議案第19号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第19号 糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第20号に対する採決を行います。

議案第20号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号 市長の補助機関である職員に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

最後に、議案第21号 糸島市適応指導教室設置規程の一部を改正する告示について を議題といたします。

学校教育課長から提案理由及び議案説明を行います。

(吉永学校教育課長 説明)

(家宇治教育長)

説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号 糸島市適応指導教室設置規程の一部を改正する告示については、原案のとおり可決されました。

(5) 報告事項

(家宇治教育長)

議事が終了しましたので、報告へ移ります。

報告① 糸島市休日部活動地域移行におけるモデル事業について を指導主事から報告をさせます。

(上田学校教育課教育支援係長兼指導主事 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(山口委員)

大きく、2点のことを質問します。

まず、部活動指導員と部活動顧問(教職員)との業務分担を明確にされていくだろうと思いますが、施設管理、安全管理、休日の対外試合の調整などは、部活動顧問(教職員)が関わる必要があると推測します。現時点で、どのように整理されていますか。

2点目は、中体連、各種競技団体等の外部機関との連絡調整についてです。これを部活動指導員が行うのか、部活動顧問(教職員)が行うのか。部活動顧問(教職員)が行うとなると、休日の勤務が続くことも想定できる。どのように考えているのか伺いたい。

(上田学校教育課教育支援係長兼指導主事)

令和5年度については、資料にあるとおり、部活動指導員と部活動顧問(教職員)、保護者

等とのミーティングを経て、部活動指導の方向性や役割分担等の事項を整理していく予定です。

また、施設管理や対外試合の調整等についても、令和5年度中に課題を抽出し、整理していく予定です。

(家宇治教育長)

現計画では、両者の役割分担を決定するのではなく、モデル事業の実施の中で、様々な場面に応じ、調査研究を行い、役割分担を決めていくこととしています。

(上田学校教育課教育支援係長兼指導主事)

外部機関との連絡調整についてですが、中体連については、大会運営を部活動顧問(教職員)のみが携わるのか、外部の者も携わるのかを中体連の方が整理を行っています。

この結果を受けて、本市にも適用する予定としています。

(山口委員)

今の説明では、モデル事業を実施する中で、課題が出た場合は、部活動指導員、部活動顧問(教職員)と保護者の三者で協議し、課題を解決するということであろうが、このことについて、保護者の理解は得られているのか。

(上田学校教育課教育支援係長兼指導主事)

このことについて、保護者の理解は必要であるため、2月28日に志摩中学校の全部活動の保護者への説明を行い、ご理解をいただいたものと判断しています。

(家宇治教育長)

文部科学省も当初は、平日の部活動指導も対象としていたが、現在は、祝日と土日に限定して議論している状況です。なので、平日の部活動指導をどのような方向にもっていくのか見えてこない。

故に、本市では、モデル事業を実施し、様々なパターンを検証していくつもりで取り組みたいと思っています。

また、志摩中学校において、完全に地域クラブに移行する予定の部活動は、空手、新体操、水泳の部活動です。

(西委員)

休日の部活動指導の方向性については、資料や説明から理解したが、平日の部活動指導についてお尋ねします。まず、現在の実態、朝練習や夕方練習の実施回数や時間を教えていただきたい。また、休日練習と比べ、部活動顧問(教職員)の負担がどうなのか。最終的に、平日の部活動がどのようになるのかを教えていただきたい。

(上田学校教育課教育支援係長兼指導主事)

現在、朝練週については、どの部活動も未実施です。夕方練習に関しては、平日に概ね3～4日の実施、土日については、いずれか1日の実施となっています。

先々の部活動については、土日祝日については、部活動指導員が指導します。また、部活動指導員が平日の指導も可能となれば、外部コーチという形で携わってもらうことも想定しています。

(松尾委員)

部活動指導員と外部コーチの違いを教えてください。

(上田学校教育課教育支援係長兼指導主事)

大きな違いとしては、部活動顧問(教職員)の同席を得ないのが部活動指導員です。故に、

部活動指導員だけで、大会等の引率が可能です。また、部活動指導員の場合、所属校校長の推薦も任用要件になっています。

外部コーチの場合は、部活動顧問(教職員)の同席がないと部活動指導が出来ません。

(久我学校教育課課長補佐兼教育管理係長)

任用方法にも違いがあり、部活動指導員は、市の会計年度任用職員として任用されますが、外部コーチは、コーチとして招聘という形をとります。

故に、責任の所在が異なります。

(家宇治教育長)

他にありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

次に、報告② 令和5年度「糸島の教育(リーフレット)」について を指導主事から報告をさせます。

(安部学校教育課主幹兼指導主事 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

次に、報告③ 新型コロナウイルス感染症に係る報告について を学校教育課長から報告をさせます。

(吉永学校教育課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、報告を終わり、次に移ります。

(6) その他

(家宇治教育長)

それでは、各課業務の主な取組状況について、各課長から順次報告させます。

(小嶋教育総務課長、吉永学校教育課長から報告)

(家宇治教育長)

各課からの報告について、質問がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、その他を終了いたします。

次回会議の日程ですが、次回の会議は、4月27日(木)に予定しています。

以上をもって、第12回糸島市教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

委員

(教育長指名委員)